

令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験募集要項

この採用試験は、令和8年9月1日付採用予定の西東京市会計年度任用職員の採用候補者を決定するために行うものです。

1 採用職種区分及び採用予定人数

職名	採用予定人数
国民年金相談員	1人

2 受験資格

(1) 資格

ア 社会保険労務士の資格を有する方

イ パソコンの基本操作ができる方

(2) 欠格条項(次のいずれかに該当する方は、受験できません。)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件等

(1) 勤務日及び勤務時間、勤務場所

勤務日及び勤務時間	勤務場所
勤務日は、月曜日から金曜日までの週3日程度で所属長が別に定める 勤務時間は、1日6時間とし、午前9時から午後5時までの間で、所属長が別に定める 休憩時間は、原則正午から午後1時まで又は所属長が別に定める	田無庁舎 (西東京市南町五丁目6番13号) ・その他任命権者が定める場所

(2)職務内容

- ア 国民年金の免除等に関すること
- イ 国民年金(障害基礎年金等)の請求、確認事務に関すること
- ウ 国民年金の被保険者の資格に関すること
- エ 国民年金の事務補助に関すること
- オ その他所属長が必要と認める事務に関すること

(3)報酬等

ア 報酬額

日額 10,140 円

イ 通勤費及び期末手当

西東京市会計年度任用職員の報酬等に関する条例により期末・勤勉手当及び通勤手当相当の報酬を支給します。

(4)社会保険等

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入となります。(週4日以上勤務の場合)

(5)休暇・休業等

有給休暇等は、労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与します。

4 試験方法及び日程等

(1)面接試験(選考)

応募者全員に対して、次のとおり行います。

- ア 日時 令和8年8月12日(水)から令和8年8月20日(木)の間で市が指定する1日
集合時間は、受付終了後、電話及びメール等により各自に通知します。

なお、受験者の都合による試験時間等の変更はできません。

- イ 場所 西東京市役所 田無庁舎 2階保険年金課 もしくは市が指定する場所

(2)採用候補者(名簿登載者)の決定及び通知

提出書類及び面接試験(選考)の結果を総合的に判定のうえ採用候補者(名簿登載者)を決定し、令和8年8月下旬までに可否を通知します。

5 採用候補者の取扱い等

(1)採用候補者名簿への登載

選考に合格された方は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、**令和9年3月31日までとなります。**

(2)採用について

ア 採用内定の連絡

名簿登載期間内で採用職に欠員が生じることとなった場合、市(保険年金課)から採用候補者名簿に登載された成績上位者へ採用内定の連絡をいたします。その際に採用日、勤務日、勤務時間及び報酬等の具体的な勤務条件を提示します。

イ 採用の応諾又は辞退

採用内定者は、具体的に示された勤務条件で採用に応じるか、又は採用を辞退するか判断していただき、書面によりその旨回答していただきます。

採用辞退される場合は次回の採用の参考とするため、辞退理由をお伺いする場合があります。なお、採用を辞退された場合、ご本人からの意思表示がない限り採用候補者名簿から削除されます。

ウ 本採用

採用されてから1か月間の条件付採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、採用となります。なお、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。任期終了後に再度任用された場合には、改めて条件付採用期間が設定されます。

共済組合へ加入対象の方は、採用決定後、就労可能な健康状態であるかを確認するため、原則健康診断を受診していただきます。

(3)任用期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

会計年度任用職員の任用期間は、会計年度をまたがらない1年以内となっています(地方公務員法第22条の2第2項参照)。

なお、西東京市の条件をすべて満たした場合に限り、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考(勤務成績を資料とした選考)を受けることができます(西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則参照)。

6 応募の手続

(1)申込書の配布

ア 配布期間及び時間

令和8年7月7日(火)から令和8年8月16日(日)まで

※午前8時30分から午後5時まで。土・日曜日、祝日は除く。

イ 配布場所

西東京市役所 田無庁舎2階保険年金課国民年金係

(申込書は西東京市ホームページからダウンロードすることもできます。)

※連絡は電話、およびメールで連絡させていただく場合がございます。

電話番号は、日中繋がる電話番号をご記入ください。

(2) 申込書の受付

方法	期間	場所
持参	8月17日(月)まで ※午前8時30分から午後5時まで ※土・日曜日、祝日は除く。	西東京市役所 田無庁舎2階 保険年金課
郵送	8月17日(月)まで(必着) ※申込書を書留以外で郵送した場合の事故について、本市は一切の責任を負いません。	〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目6番13号 西東京市市民部保険年金課国民年金係 宛て

(3) 申込に必要な書類

応募書類		注意事項
①	令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験 申込書・履歴書	・当市指定用紙を使用してください。 ・申込書の指定箇所に、最近3箇月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、4cm×3cm型の写真をのりづけしてください
②	令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験 受験票	・応募後、受験番号入り受験票をメールでお送りします。面接時、プリントアウトしてご持参ください。 (郵送ご希望の場合はお問い合わせください)
③	返信用封筒 1通 (受験票を郵送希望の場合は2通)	・定形長形3号の封筒を各自で用意してください。 ・110円切手を貼り、住所、氏名(様と記入)を記入してください。
④	資格の証明書(写し)	提出がない場合には採用されません。

7 その他

- (1) 当市の他の職(任用)と合計して一週あたり38時間45分以上働くことはできません。
- (2) 申込書等の提出書類は、採用試験に係る目的以外には使用いたしません。
なお、提出後の返却はできません。
- (3) 申込書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに下記の担当までご連絡ください。
- (4) 採用試験に関して提出した書類等の内容に虚偽があると、会計年度任用職員として採用される資格を失う場合があります。

8 郵送・問い合わせ先

西東京市市民部保険年金課国民年金係 担当 坪池
〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号(田無庁舎)
電話 042-460-9825(直通) 042-464-1311(内線11493)
メール hokennenkin@city.nishitokyo.lg.jp

件名に「【国民年金係】国民年金相談員応募」と記載してください